

2012年度

一般社団法人島根県社会福祉士会事業計画（案）

1. 基本方針

社会福祉士の活動は、地域包括支援センター、成年後見制度の啓発と普及、高齢者虐待対応、スクールソーシャルワーク事業、地域生活定着支援センターや刑務所などにおけるリーガルソーシャルワーク等々各分野での活躍により着実に拡大してきた。東日本大震災においても包括的・横断的支援活動により一定の成果を上げ、多方面からの支援を調整し、解決していくソーシャルワーカーとしての社会福祉士の存在は福祉的ニーズが多様化していく中、ますます重要になっていくものと思われる。

このような流れの中、専門社会福祉士認定制度の導入が本格化し、社会福祉士はこれまで以上に専門性と自己研鑽が求められることになった。同時に都道府県支部は認定制度の一翼を担うことにもなり、これまで以上の事務処理能力が必要になってきた。特に育成のための研修制度についてはかなりの事務量とマンパワーが見込まれる。今年度は組織を再編し、生涯研修センターを創設して対応を図ることとしたが、根本的な解決のためにはやはり事務局体制の充実が不可欠と思われる。

2012年度は、次代の島根県社会福祉士会を築き上げるための組織を確立する年と位置づけ、以下を基本方針として事業を展開していきたい。

① 会員の専門性の向上

② 地域における社会福祉士の役割の明確化

③ 社会福祉士の社会的信頼と認知の向上

④ 組織の再編、事務局体制の確立、会員サービスの向上

2. 基本方針推進のための施策

① 会員の専門性の向上

- ・ 生涯研修センターの創設

- ・ 講師養成
- ・ 基礎研修の開催
- ・ 神有月セミナーの開催

② 地域における社会福祉士の役割の明確化

- ・ 成年後見制度の普及啓発、利用支援
- ・ 高齢者虐待対応専門職チーム機能の充実と地域への浸透
- ・ 虐待防止に関する啓発、虐待防止に関わる研修会の開催
- ・ 社会福祉士全国統一模擬試験の実施
- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業への積極的参画

③ 社会福祉士の社会的信頼と認知の向上

- ・ 広報誌の発行
- ・ ホームページの運営管理

④ 組織の再編、事務局体制の確立、会員サービスの向上

- ・ 専任事務局長の選出、事務局事務所の確保
- ・ 役員選出方法の検討
- ・ 委員会組織の再編
- ・ 円滑な移行のための準備
- ・ 有資格者の把握と入会促進
- ・ ブロック活動の推進

以上を実践するために委員会組織を以下の通り再編して事業を実施する。

2011年度委員会	2012年度委員会 ①
組織活性化委員会	組織活性化委員会
基礎・共通基盤研修委員会	生涯研修センター
専門研修委員会	
広報委員会	広報委員会
権利擁護センターぱあとなあ島根	権利擁護センターぱあとなあ島根
地域包括支援委員会	地域包括支援委員会

3. 実施事業

(1) 受託事業

(i) 島根県権利擁護相談窓口設置支援事業

- ・ 島根県弁護士会との協働
- ・ 島根県高齢者虐待対応専門職チームの事業として受託

(2) 各委員会事業

① 組織活性化委員会

(1) 各種会議の開催

会議名	期日	会場
第1回通常総会 (兼会員研修会)	2012年 6月24日(日)	出雲市 市民会館 301 会議室
臨時総会	2012年 11月 日(土)	松江市 いきいきプラザ島根
第2回総会 (兼会員研修会)	2013年 3月 日(土)	大田市 あすてらす
役員会	年3回程度	出雲市 パルメイト出雲
正副会長会	随時	

(2) 組織あり方検討委員会の開催

【検討事項】

- ① 事務局及び専任事務局長の確保について
- ② 役員の選出方法について
- ③ 委員会構成について
- ④ ブロックの区割りにについて
- ⑤ その他

【検討委員会】

- 第4回委員会(5月)
- 第5回委員会(6月)
- 第6回委員会(7月)
- 第7回委員会(9月) 最終案のとりまとめ

(3) ブロック研修会

- 7ブロックで随時開催、研修会、懇親会等を行う。
- ※助成金を参加人数×単価(3,000円)とする

② 広報委員会

情報発信

(1) 各種会議の開催

会 議 名	期 日	会 場
第1回ウェブ管理運営 会議 (3名)	2012年 9月27日 (火)	出雲市 ワークショップと・ら・い
第2回ウェブ管理運営 会議 (3名)	2013年 3月 日 ()	出雲市 ワークショップと・ら・い

(2) ホームページの契約

- ・レンタルサーバーの契約 (平成23年2月12日～平成24年2月25日)
- ・レンタル掲示板の契約 (平成21年5月1日～平成23年4月30日)
- ・レンタル掲示板の契約 (平成22年11月1日～平成24年10月31日)

(3) ホームページの移転について

<http://shimanecsw.web.infoseek.co.jp/>のサービス停止に伴い

<http://shimanecsw.sakura.ne.jp/> に移転を行いました。

③ 生涯研修センター

(1) 各種会議の開催

会議名	期日	会場
第1回会員研修	2012年 5月 日 (土)	
第2回会員研修	2013年 3月 日 (土)	
全国生涯研修委員会	2012年	東京
基礎研修Ⅱ講師養成研修	2012年	東京
基礎研修Ⅰ	2012年10月 2月	あすてらす
生涯研修センター会議	年5回	出雲市ほか
基礎研修Ⅰ企画会議	2012年5月 9月 2013年1月	出雲市ほか
神在月セミナー	2012年10月頃	出雲市

(2) 基礎研修Ⅰの開催

2012年度から始まる基礎研修Ⅰを行う

- ・ 研修対象 社会福祉士定員50人
- ・ 実施日 2012年 10月 2013年2月
- ・ 会場 あすてらす (大田市)

基礎研修Ⅰについて企画会議を年3回行う。

(3) 生涯研修センター会議

2012年度から始まる基礎研修Ⅰ、2013年度から始まる基礎研修Ⅱ、2014年度から始まる基礎研修Ⅲ、神在月セミナー(現任研修)、総会時の研修について、各担当グループの横断的な会議を年5回開催して、情報の共有をしていく。

(4) 講師バンクの設立

今後、基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲ、スーパービジョン研修等を県社会福祉士会が担うので、県社会福祉士会として講師バンクを設立して講師の派遣などの調整をしていく。

(5) 日本社会福祉士会主催の会議、研修への派遣

東京で基礎研修Ⅱ講師養成研修に将来、講師が担える人材を派遣する。

④ 権利擁護センターぱあとなあ

(1) 活動目標

- ・ 活動の場を「成年後見」に限定することなく虐待対応、権利擁護について対応するために、委員を増員し、委員会体制を整えることで組織強化に努める。
- ・ 関連する機関、委員会と連携を図り、会員、社会的ニーズに即した研修会を開催する。
- ・ 成年後見活用講座の開催などを通して、成年後見制度、権利擁護の啓発に努める。

(2) 各種委員会の開催

委員会名	頻度	会場	内容
①運営委員会	年3回		ぱあとなあ全体の運営に関することを協議する
②報告書チェック委員会	年2回		活動報告書の取り纏めと報告書のチェックを行う

③虐待対応検討委員会	随時	児童、高齢者、障害者虐待への対応について関係機関と連携を図る
④研修委員会	随時	成年後見活用講座、後見人フォローアップ研修等の研修を計画、開催する

(3) 研修会の開催

★福祉職員のための成年後見活用講座

- ・ 位置づけ 成年後見制度に関する基礎的研修の場
- ・ 対 象 社会福祉士、行政職員、社会福祉協議会職員、その他
- ・ 会費（テキスト込） 会員 3,000 円 非会員 5,000 円
- ・ 開催時期 平成24年7月～9月

※家庭裁判所、弁護士会、司法書士会に講師派遣依頼を行う

★虐待防止・権利擁護研修会の開催

- ・ 高齢者虐待対応現任者研修会を地域包括支援委員会と共催で開催。
- ・ 島根県が主催する障害者虐待防止・権利擁護研修会に講師、ファシリテーターを派遣する。
- ・ 併せて、指導者養成研修に会員を推薦する。

★成年後見人養成研修修了者へのフォローアップ研修会の開催

- ・ 成年後見人養成研修修了者を対象に、適正な後見業務の遂行に向けた研修会を開催する。
- ・ 各種の権利擁護に関する研修会に講師としてばあとなあ会員を派遣する。
- ・ 報告書チェックに基づいて会員支援を行う。

(4) 会員に向けた情報提供。

- ・ HPを衷心に、成年後見、権利擁護に関する研修会、中央情勢などの情報提供に努める。
- ・ 最高裁判所が提示している「成年後見制度における信託制度の活用」について、会員を対象とした勉強会を開催する。

(5) その他

- * 成年後見人養成支部委託研修への受講希望者の取り纏め
- * 中国ブロックばあとなあの連携強化
- * 権利擁護問題の多様化対応、中国ブロックばあとなあ連絡会（仮）の立ち上げ
- * 中四国ブロックばあとなあ連絡協議会に会員を派遣

⑤ 地域包括支援委員会

(1) 各種会議の開催

会議名	期日	会場
第1回地域包括支援委員会	2012年 6月中旬	出雲市民会館
第2回地域包括支援委員会	2012年 9月中旬	出雲市民会館

(2) 研修会の開催

- ・平成24年度島根県高齢者虐待対応現任者標準研修
- *高齢者虐待防止法にもとづく虐待対応機関、協力機関現任者が、高齢者虐待対応にあたるうえでの専門的視点、技術を習得し、実践力の向上を図る。
- *研修対象 地域包括支援センター職員、市町村担当者、会員
40名程度
- *実施日 2012年10月頃（日本社会福祉士会が指定する3日間のプログラム）
- *会場 松江市テクノアークしまね（予定）

(3) 研修会への派遣

- *日本社会福祉士会が実施する地域包括支援センター関連の研修に委員を派遣する。

3. 行政及び関係団体等との連携・協働

(1) 福祉・隣接領域職能団体との連携

- ・島根県弁護士会、島根県教育委員会
- ・島根県介護福祉士会、島根県精神保健福祉士会、
- ・島根県介護支援専門員協会

(2) 島根県社会福祉協議会・評議員会

(3) 島根県社会福祉協議会・地域福祉権利擁護事業契約締結審査会

(4) 島根県障害者介護給付費等不服審査会

(5) 島根県福祉人材センター運営委員会

(6) 島根県共同募金会配分委員会

(7) 島根県福祉人材確保ネットワーク会議

4. 本部・他県組織等との連携

- (1) 日本社会福祉士会代議員会 年2回（松本会長、足立副会長）
- (2) 日本社会福祉士会支部長・事務局長会 年1回
- (3) 広報誌の交換

第2号議案

資料2

2012年度 一般社団法人島根県社会福祉士会収支予算書(案)

[単位:千円]

	科 目	予 算	前年度予算	比較増減	備考
収入の部	01 会費収入	1,750,000	1,750,000	0	350名 × @5000円
	02 日社士会交付金収入	1,396,000	1,756,000	△ 360,000	
	①支部活動費収入	1,135,000	1,280,000	△ 145,000	350名 × @3000円
	②旅費助成収入	260,000	475,000	△ 215,000	日社士会主催会議・研修旅費
	③その他の収入	1,000	1,000	0	
	03 事業収入	2,390,000	3,790,000	△ 1,400,000	
	①各種事業委託料収入	1,500,000	2,600,000	△ 1,100,000	県委託事業
	②研修・講演等事業収入	690,000	990,000	△ 300,000	県社士会主催事業
	③模擬試験事業収入	200,000	200,000	0	
	04 寄付金収入	1,000	1,000	0	
	05 雑収入	104,000	104,000	0	
	①預金利息収入	1,000	1,000	0	
	②その他の収入	103,000	103,000	0	
	収入計(1)	5,641,000	7,401,000	△ 1,760,000	
支出の部	06 人件費支出	760,000	720,000	40,000	
	07 事務費支出	1,935,000	2,442,000	△ 507,000	
	①事務局委託費	210,000	100,000	110,000	電話、高熱水費等
	②会議費	212,000	174,000	38,000	会場使用料、茶菓・弁当等
	③通信運搬費	321,000	315,000	6,000	郵券等
	④器具什器費	1,000	1,000	0	
	⑤消耗品費	255,000	152,000	103,000	
	⑥旅費交通費	566,000	1,326,000	△ 760,000	
	⑦研修費	30,000	92,000	△ 62,000	
	⑧広報費	109,000	109,000	0	
	⑨印刷製本費	160,000	94,000	66,000	
	⑩手数料	21,000	19,000	2,000	振込手数料、リース料、保守料等
	⑪雑費	50,000	60,000	△ 10,000	
	08 事業費支出	822,000	2,494,000	△ 1,672,000	
	①ブロック活動支援費	315,000	350,000	△ 35,000	
	②研修講師謝金	230,000	1,495,000	△ 1,265,000	
	③その他の事業費	277,000	649,000	△ 372,000	研修会場使用料、冷暖房料等
	09 固定資産取得支出	1,000	1,000	0	
	10 特別会計繰入金支出	1,500,000	1,500,000	0	
	支出計(2)	5,018,000	7,157,000	△ 2,139,000	
	当期収支差額(3)=(1)-(2)	623,000	244,000	379,000	
	前期末残高(4)	2,233,489	2,325,146	△ 91,657	
	当期末残高(3)+(4)	2,856,489	2,569,146	287,343	

資料 3

【資料】平成23年度 島根県社会福祉士会 第2回通常総会
 【日時】平成24年3月24日（土）13時00分～
 【場所】あすてらす 3F 研修室1

『新基礎研修の概要について』

島根県社会福祉士会
 基礎・共通基盤研修委員会

社会福祉士会主催「新基礎研修」について①
 ～新基礎研修の改訂趣旨～

- ・2012年4月より、認定社会福祉士制度が創設。この認定社会福祉士制度は「社会福祉士の実践力を証明すること」を目的として創設された。
- ・これまで日本社会福祉士会が行ってきた生涯研修制度は「社会福祉士の自己研鑽の証明」という意味合いが強かった。
- ・以上のことから、日本社会福祉士会としては、「全国各地でのソーシャルワーク機能の定着、クオリティの向上とネットワークの構築のためには、認定社会福祉士制度と生涯研修制度のリンクが必要である」と考え、このたび改訂することとなった。
- ・詳細は添付資料「社会福祉士会主催 基礎研修について」を参照。

社会福祉士会主催「新基礎研修」について② ～従来の基礎研修のおさらい～

【対象者】

社会福祉士会入会3年以内の会員

【時期】

6月～7月（半日程度）

【内容】

- ・ 日本社会福祉士会のあゆみについて
- ・ 〃 研修形態について
- ・ 〃 倫理綱領について
- ・ 社会福祉士としての価値と原則について

【位置づけ】

- ・ 社会福祉士としての存在価値の確認
- ・ 専門課程研修受講のための登竜門

社会福祉士会主催「新基礎研修」について③ ～新基礎研修の概要及びカリキュラム～

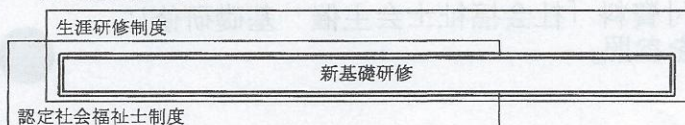
1. 新基礎研修の概要

- ・ 対 象：すべての社会福祉士
- ・ 実施主体：都道府県社会福祉士会
- ・ 研修期間：3年間でⅠ～Ⅲを終了（各1年）
- ・ 講 師：当該研修を修了した支部会員

2. 各段階の領域と内容

基礎研修Ⅰ	事前課題 社会福祉士の役割を考える	集合研修Ⅰ 本会の歴史と生涯研修制度	中間課題 共通基盤/倫理綱領の理解	集合研修Ⅱ 倫理綱領の現場適用
基礎研修Ⅱ	集合研修 相談援助の視座と面接技法	SWの基本的考え方 権利擁護と地域、生活、組織	アセスメント ニーズ理解と把握の方法	支援計画とアプローチ方法 支援計画とアプローチ
基礎研修Ⅲ	実践評価 モニタリングと評価	ネットワークと社会資源開発 資源開発と調査/計画/教育	集合研修 ケア会議の進め方とSV	

3. 新基礎研修の位置づけ



社会福祉士会主催「新基礎研修」について④
～生涯研修課程申請条件～

- ①会員番号がNo1～36229の方
 - ②2009年度または2010年度「共通研修課程修了」の申請をしていない方
 - ③都道府県支部主催の「基礎研修」修了者（会員番号がNo1～6586の方は免除されます）
 - ④2009年4月～2012年3月に受講した研修単位が60単位以上在る方
- *上記①～④のすべての要件を満たす方が、2011年度共通研修課程修了申請の対象者となります。

社会福祉士会主催「新基礎研修」について⑤
～経過・救済措置～

基本的に2014年まで経過・救済措置が設けられています。

【経過・救済措置により新基礎研修受講免除となる会員】

- ①2009年度以前に入会された会員
 - ・生涯研修課程の申請を1度でも行ったことのある会員
→基礎研修免除の会員も同様の扱い
 - ・生涯研修課程の申請を1度でも行ったことがないが、直近の3年間において申請要件を満たしており、2011年度共通研修課程修了申請を行える方
- ②2009年度以降に入会された会員について
 - ・今後、生涯研修課程の申請を確実に行った会員
2009年度入会者→2012年度共通研修課程修了申請
2010年度 〃 →2013年度 〃
2011年度 〃 →2014年度 〃

社会福祉士会主催「新基礎研修」について⑥ ～経過・救済措置～

【新基礎研修受講の対象となる会員】

①2009年度以前に入会された会員

2012年度共通研修課程の申請を最後とし、これまで一度の共通研修課程の申請を行ったことがない会員

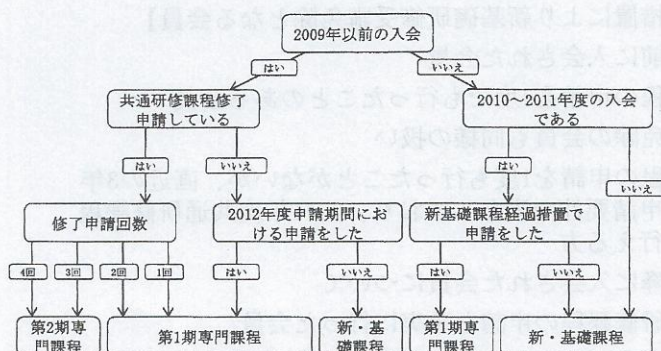
②2009年～2011年に入会された会員

共通研修課程の申請の対象にならなかった会員

③2012年度以降に入会された会員

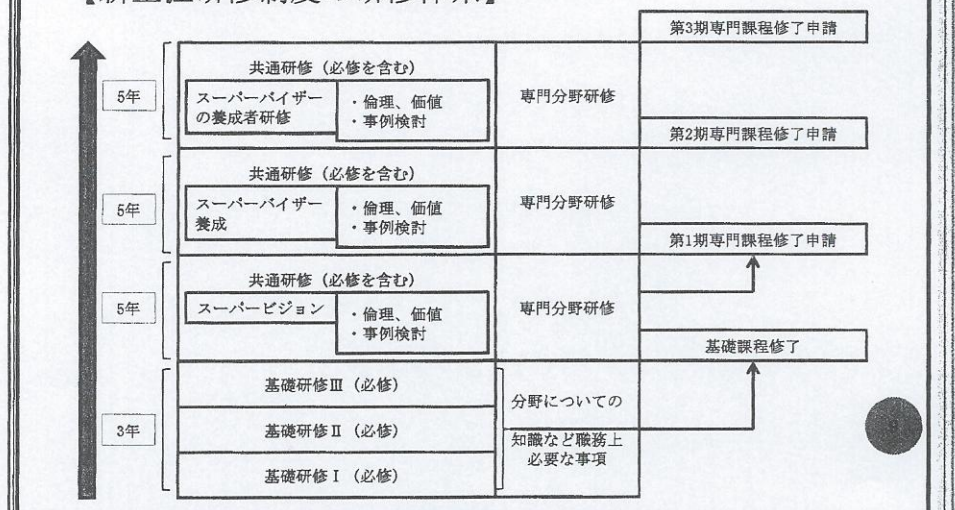
*つまり、免除の会員を除き、これまで一度も基礎研修受講冷気がない方は新基礎研修受講対象者となります。

社会福祉士会主催「新基礎研修」について⑦ ～新・生涯研修制度の経過措置～



【Ⅱ】社会福祉士会主催「新基礎研修」について⑧
～新生涯研修制度の研修体系～

【新生涯研修制度の研修体系】



【Ⅱ】社会福祉士会主催「新基礎研修」について⑨
～専門社会福祉士認定制度との関係性～

【生涯研修制度と専門社会福祉士の認定】
～研修ポイントと研修単位のイメージ～

